

令和7年度一関地方新規就農ワンストップ相談窓口開設要領

1 目的

一関地方における新規就農者を確保するため、一関地方農林業振興協議会担い手部会構成機関の新規就農支援担当者が参集した新規就農相談窓口を定期的に開設し、ワンストップで対応する相談窓口を設置する。このことにより、新規就農相談者の利便性を高めるとともに、関係機関・団体の情報共有を図り、円滑な就農に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

一関地方農林業振興協議会

3 内容

(1) 開設日時

令和7年4月～令和8年3月の原則として毎月第2水曜日 午後

開設日	曜日
令和7年4月9日	第2水曜日
5月14日	〃
6月11日	〃
7月9日	〃
8月6日	※第1水曜日
9月10日	第2水曜日
10月8日	〃
11月12日	〃
12月10日	〃
令和8年1月14日	〃
2月4日	※第1水曜日
3月11日	〃

(2) 場所

一関市川崎支所2階多目的室（一関市川崎町薄衣字諏訪前137）

Zoom 利用によるリモート相談可

(3) 相談対応機関及び対応者

一関市（農政推進課、各支所産業建設課）、平泉町、いわて平泉農業協同組合、一関農林振興センター、一関農業改良普及センター（以下「相談対応機関」とする。）の新規就農支援担当者

(4) 申込方法等

ア 完全予約制とし、1件あたり1時間以内とする。

イ 相談希望者は、相談日の5日前までに、相談対応機関に電話等で申し込む。

ウ 相談対応機関は、相談希望者の状況を事前面談や電話聞取等によって新規就農希望相談カードを作成し、事務局（一関農業改良普及センター）に事前報告する。

エ 相談希望者に対する相談対応時間は、事務局（一関農業改良普及センター）が調整する。